さぬき市奨学金　申請書類一覧

１　申請者全員が提出するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 備考 |
| ① | 奨学生願書 |  |
| ② | 合格通知書又は在学証明書 | ３月に合格発表がある場合は、後日提出も可 |
| ③ | 志願者の世帯全員の住民票の写し |  |
| ④ | 連帯保証人（保護者以外の生計が異なる県内在住の者）の住民票の写し |  |
| ⑤（※1） | 志願者と生計同一の者の“所得証明書”及び“納税証明書”（※2） | １６歳未満の者、高校・大学等に在学し、収入のない者を除く |
| ⑥（※1） | 連帯保証人（保護者以外の生計が異なる県内在住の者）の“所得証明書”及び“納税証明書”（※2） |  |
| ⑦ | 収入・市税の記録を市教育委員会が調査することに同意する旨の書面 | 同意する場合のみ提出***（様式Ａ）*** |
| ⑧ | 世帯状況及び家計支持者の収入に関する調書 | ***（様式Ｂ）*** |
| ⑨ | さぬき市奨学金申請書類一覧（※本表） | 「２」にチェック済みのものを提出 |

※１　⑦を提出する場合は不要。ただし、平成２９年１月２日以降にさぬき市に転入した者については、前住所地で発行された⑤又は⑥を提出する。

※２　所得証明書は平成２８年分所得、納税証明書は平成２９年度分（該当する全ての市税）

２　該当がある場合に提出するもの　（該当する項目にチェック☑を入れてください）

　(1) 世帯状況に関するもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入状態 | ☑ | 必要書類 | 備考 |
| ①母子・父子世帯である※ひとり親家庭等医療費又は児童扶養手当の受給資格の認定を受けている場合のみ | □ | ひとり親家庭等医療費受給資格者証 又は　児童扶養手当の通知書等のコピー |  |
| ②同一世帯に障害のある人がいる | □ | 障害者手帳、療育手帳、医師の診断書、所得税法上の特別障害者であることが分かる書類（源泉徴収票等）のコピー等 |  |
| ③家計支持者が単身赴任をしている※単なる別居（介護、自己都合）は、含まない | □ | ***（様式Ｃ）*単身赴任実費計算書**及び 直近３か月分の領収書コピー | 領収書の代わりに通帳のコピーを提出する場合は、請求書又は契約書等のコピーも必要 |
| ④同一世帯に６か月以上にわたり療養を必要とする人がいる | □ | ***（様式Ｄ）*長期療養費計算書**及び 直近６か月分の領収書コピー | ※入院、退院後の通院治療、通院による持病の治療、介護保険法による要介護・要支援認定を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額が対象 |

(2) 家計支持者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者）の収入に関するもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入状態 | ☑ | 必要書類 | 備考 |
| 年金を受給中 | ①平成28年1月2日以降に受給開始又は金額改定（※遺族年金・障害年金は②へ） | □ | 年金振込通知書のコピー又は年金額改定通知書のコピー |  |
| ②非課税の年金（遺族年金、障害年金等）を受給 | □ |
| ③生活保護を受給中 | □ | 生活保護決定（変更）通知書等のコピー（１か月分） | 上記「１-⑦」の同意書により、教育委員会が調査することに同意した場合は、不要 |
| ④祖父母等（親戚等）からの援助金や離婚後の養育費等 | □ | 援助年額の証明（様式自由、援助者が作成し署名押印） | 「援助年額の証明」に代えて、「公正証書」又は「調停調書」のコピーも可 |
| ⑤各種手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当） | □ | 申込時点で受給している金額が記載された通知書等のコピー（受給証明書のコピーも可） | ・特別児童扶養手当については、左記書類が必須・児童手当（受給者が公務員の場合を除く）、児童扶養手当、特別障害者手当については、上記「１-⑦」の同意書により、教育委員会が調査することに同意した場合は、書類の提出は不要・公務員等、職場から手当を支給されている場合は、申込時点の受給額が記載された「給与明細書」のコピー又は「勤務先発行の証明書」の提出が必要 |
| ⑥志願者本人が児童養護施設等に在籍している | □ | 施設在籍証明書 | ※奨学金の申込みには、保護者（親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人若しくは未成年後見人の職務を行う者）が連帯保証人となることが要件 |
| ⑦志願者本人が里親による養育を受けている | □ | 児童（里親）委託証明書のコピー |

※平成２８年以降の家計支持者の収入に関して、特段の配慮を要する事情（退職、閉業、転職等）がある場合は、別途申し出てください。